

現物市場の機能強化に向けた売買制度の見直しに伴う  
業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表 .....	1
2. T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表 .....	7
3. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 .....	8
4. T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表 .....	10

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(新株予約権証券、出資証券(法第2条第1項第6号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。))、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))、外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、外国株預託証券(外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。))、受益証券発行信託の受益証券(内国商品信託受益証券(特定の商品(商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第1項に規定する商品をいう。))の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。))又は外国証券信託受益証券(受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、ETN(内国法人が外国で発行する有価証券のうち法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は外国法人が外国で発行する有価証券のうち同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標(金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。))に連動することを目的とするものをいう。以下同じ。))、外国投資信託受</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(新株予約権証券、出資証券(法第2条第1項第6号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。))、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))、外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、外国株預託証券(外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。))、受益証券発行信託の受益証券(内国商品信託受益証券(特定の商品(商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第1項に規定する商品をいう。))の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。))又は外国証券信託受益証券(受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、ETN(内国法人が外国で発行する有価証券のうち法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は外国法人が外国で発行する有価証券のうち同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標(金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。))に連動することを目的とするものをいう。以下同じ。))、外国投資信託受</p>

益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を信託財産とするものをいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。第9条第1項、第66条（第14号を除く。）及び第67条を除き以下同じ。）（次号に掲げるものを除く。）

午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。ただし、午後3時25分から3時30分まではクロージング・オークションとし、午後3時30分に売買を成立させる。

(2) 内国法人の発行する株券（当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）で新たに上場された銘柄のうち、当取引所が定める銘柄（上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）の決定する日までに限る。）

午前立会は行わず、午後立会は、午後0時30分から3時30分までの間において当取引所があらかじめ定める時刻に行う。

(3) 債券（転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）及び交換社債券（法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。））であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の

益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を信託財産とするものをいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。第9条第1項、第66条（第14号を除く。）及び第67条を除き以下同じ。）（次号に掲げるものを除く。）

午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。）

(2) 内国法人の発行する株券（当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）で新たに上場された銘柄のうち、当取引所が定める銘柄（上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）の決定する日までに限る。）

午前立会は行わず、午後立会は、午後0時30分から3時までの間において当取引所があらかじめ定める時刻に行う。

(3) 債券（転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）及び交換社債券（法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。））であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の

会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)

午前立会を行わず、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。ただし、国債証券については、午前立会を行わず、午後立会は、午後0時30分から2時までとする。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券

午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。

2 (略)

(競争売買の原則)

第10条 (略)

2 (略)

3 次の各号に定めるところによる呼値は、それぞれ同時に行われたものとみなす。

(1) 売買立会の始めの約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値

(2) 当取引所が定めるところにより特定の銘柄について売買が中断された場合の中断後最初の約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値

(3) 午後立会の売買立会終了時に執行することを条件として行われたすべての呼値及びクロージング・オークションにおいて行われたすべての呼値

4～6 (略)

(個別競争売買)

第12条 (略)

2～6 (略)

7 第3項及び第5項の規定にかかわらず、第2項第3号の約定値段を定める売買の値段が、直前の約定値段(当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段)を基準として、当取引

会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)

午前立会を行わず、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。ただし、国債証券については、午前立会を行わず、午後立会は、午後0時30分から2時までとする。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券

午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。

2 (略)

(競争売買の原則)

第10条 (略)

2 (略)

3 売買立会の始めの約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値及び当取引所が定めるところにより特定の銘柄について売買が中断された場合の中断後最初の約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値は、それぞれ同時に行われたものとみなす。

4～6 (略)

(個別競争売買)

第12条 (略)

2～6 (略)

7 第3項及び第5項の規定にかかわらず、第2項第3号の約定値段を定める売買の値段が、直前の約定値段(当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段)を基準として、当取引

所が定める値幅を超えるときの売買の取扱いは、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 午前立会

売買を不成立とする。

(2) 午後立会

成行呼値及び当該値幅の限度の値段に優先する値段の呼値を、当該値幅の限度の値段による呼値とみなして、第3項の規定に従って売買を成立させる。この場合においては、第10条第3項の規定は適用しない。

8 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銘柄の第2項第3号の約定値段を定める売買の値段が、当取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該直近の気配値段（気配表示が行われていないときは、当取引所が定める値段）を基準として、当取引所が定める値幅を超えるときは、売買を不成立とする。

(1) 株券（当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）のうち新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の初値の決定前における当該直接上場銘柄

(2) 事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄及び株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる

所が定める値幅を超えるときは、売買を不成立とする。

(新設)

(新設)

(新設)

株式の種類が同一であるものを除く。）  
が行われる銘柄であって当取引所がその  
都度指定する銘柄（以下「株式無償割当  
て銘柄」という。）の権利落後始値の決  
定前における当該株式無償割当て銘柄

（空売り価格規制の基準価格）

第16条（略）

- 2 前項第1号及び第2号bの規定にかかわらず、直接上場銘柄の初値決定日並びに人的分割銘柄の権利落後始値及び株式無償割当て銘柄の権利落後始値の決定日における基準価格は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2)（略）

3・4（略）

#### 付 則

- 1 この改正規定は、令和6年11月5日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合

（空売り価格規制の基準価格）

第16条（略）

- 2 前項第1号及び第2号bの規定にかかわらず、株券（当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）のうち新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の初値決定日並びに事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）及び株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定日における基準価格は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2)（略）

3・4（略）

その他やむを得ない事由により、令和6年1月5日から施行することが適当でないとき当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。

T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(単一銘柄取引及びバスケット取引の売買)</p> <p>第10条 単一銘柄取引及びバスケット取引の取引時間は、午前8時20分から<u>午後6時まで</u>(第8条第1号bに定める日に決済を行う取引については午後0時30分まで)とする。ただし、当取引所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を取引参加者に通知のうえ、取引時間を臨時に変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(終値取引の売買)</p> <p>第11条 終値取引の取引時間は、次の各号に掲げる値段の区分に従い、当該各号に定める時間とする。ただし、当取引所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を取引参加者に通知のうえ、取引時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当日終値、後場の売買高加重平均価格及び当日の売買高加重平均価格 <u>午後3時30分から4時30分まで</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年11月5日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年11月5日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(単一銘柄取引及びバスケット取引の売買)</p> <p>第10条 単一銘柄取引及びバスケット取引の取引時間は、午前8時20分から<u>午後5時30分まで</u>(第8条第1号bに定める日に決済を行う取引については午後0時30分まで)とする。ただし、当取引所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を取引参加者に通知のうえ、取引時間を臨時に変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(終値取引の売買)</p> <p>第11条 終値取引の取引時間は、次の各号に掲げる値段の区分に従い、当該各号に定める時間とする。ただし、当取引所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を取引参加者に通知のうえ、取引時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当日終値、後場の売買高加重平均価格及び当日の売買高加重平均価格 <u>午後3時から4時まで</u></p> <p>2～4 (略)</p>



業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の中断)</p> <p>第8条 <u>規程第10条第3項第2号</u>及び同第12条第2項第2号に規定する売買が中断された場合とは、規程第29条第2号から第5号までの規定により売買の停止が行われた場合をいう。</p>	<p>(売買の中断)</p> <p>第8条 <u>規程第10条第3項</u>及び同第12条第2項第2号に規定する売買が中断された場合とは、規程第29条第2号から第5号までの規定により売買の停止が行われた場合をいう。</p>
<p>(気配表示)</p> <p>第11条 <u>規程第12条第2項第4号</u>、<u>第7項</u>かっこ書及び<u>第8項</u>、同第16条第1項第1号aかっこ書、同第43条かっこ書、同第46条第1項かっこ書並びに同別表「配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表」の(注2)かっこ書に規定する気配表示は、呼値に関する規則第10条に規定する特別気配表示及び同第11条に規定する連続約定気配表示とし、規程第16条第3項に規定する気配表示は、呼値に関する規則第10条に規定する特別気配表示とする。</p>	<p>(気配表示)</p> <p>第11条 <u>規程第12条第2項第4号</u>及び<u>第7項</u>かっこ書、同第16条第1項第1号aかっこ書、同第43条かっこ書、同第46条第1項かっこ書並びに同別表「配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表」の(注2)かっこ書に規定する気配表示は、呼値に関する規則第10条に規定する特別気配表示及び同第11条に規定する連続約定気配表示とし、規程第16条第3項に規定する気配表示は、呼値に関する規則第10条に規定する特別気配表示とする。</p>
<p>(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)</p> <p>第12条 <u>規程第12条第7項</u>及び<u>第8項</u>に規定する当取引所が定める値幅は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)</p> <p>第12条 <u>規程第12条第7項</u>に規定する当取引所が定める値幅は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年11月5日から施行する。</p>	

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年1月5日から施行することが適当でないとき当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。

新	旧
<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第5条 T o S T N e T特例第9条第3項第1号に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1) 株券</p> <p>次のaからdまでに定める値段とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 売買高加重平均価格を基準とした取引の成立を保証することを目的とする手数料相当額を売買高加重平均価格に加減した値段による対当取引(顧客の委託による売呼値又は買呼値に自己の計算による買呼値又は売呼値を対当させる取引に限る。次のcにおいて同じ。)の場合は、次の(a)から(c)までに掲げる取引時間の区分に応じ、当該(a)から(c)までに定める値段。この場合において、当該値段は、1円の1万分の1の整数倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) <u>午後3時30分から6時まで</u></p> <p>T o S T N e T特例第9条第3項第3号fに規定する後場の売買高加重平均価格又は同号gに規定する当日の売買高加重平均価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段</p> <p>c 売買高加重平均価格を目標としてあらかじめ取引参加者が売買立会による売買において分割して売付けを行った銘柄の総売付代金を総売付高で除して得た値段又は分割して買付けを行った銘柄の総買付代金を総買付高で除して</p>	<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第5条 T o S T N e T特例第9条第3項第1号に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1) 株券</p> <p>次のaからdまでに定める値段とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 売買高加重平均価格を基準とした取引の成立を保証することを目的とする手数料相当額を売買高加重平均価格に加減した値段による対当取引(顧客の委託による売呼値又は買呼値に自己の計算による買呼値又は売呼値を対当させる取引に限る。次のcにおいて同じ。)の場合は、次の(a)から(c)までに掲げる取引時間の区分に応じ、当該(a)から(c)までに定める値段。この場合において、当該値段は、1円の1万分の1の整数倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) <u>午後3時から5時30分まで</u></p> <p>T o S T N e T特例第9条第3項第3号fに規定する後場の売買高加重平均価格又は同号gに規定する当日の売買高加重平均価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段</p> <p>c 売買高加重平均価格を目標としてあらかじめ取引参加者が売買立会による売買において分割して売付けを行った銘柄の総売付代金を総売付高で除して得た値段又は分割して買付けを行った銘柄の総買付代金を総買付高で除して</p>

得た値段によることをあらかじめ約している対当取引の場合は、次の（a）又は（b）に掲げる取引時間の区分に応じ、当該（a）又は（b）に定める値段（当該値段に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段を含む。）。この場合において、当該値段は、1円の1万分の1の整数倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。

（a） （略）

（b） 午後3時30分から午後6時まで

T o S T N e T 特例第9条第3項第3号fに規定する後場の売買高加重平均価格又は同号gに規定する当日の売買高加重平均価格を目標としてあらかじめ取引参加者が売買立会による売買において分割して売付けを行った銘柄の総売付代金を総売付高で除して得た値段又は分割して買付けを行った銘柄の総買付代金を総買付高で除して得た値段

d 同一の取引参加者が、顧客の委託に基づく売呼値及び買呼値を売買高加重平均価格を基準として対当させる取引の場合は、次の（a）から（c）までに掲げる取引時間の区分に応じ、当該（a）から（c）までに定める値段。この場合において、当該値段は、1円の1万分の1の整数倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。

（a）・（b） （略）

（c） 午後3時30分から6時まで

T o S T N e T 特例第9条第3項第3号fに規定する後場の売買高加重平均価格又は同号gに規定する当日の売買高加重平均価格

得た値段によることをあらかじめ約している対当取引の場合は、次の（a）又は（b）に掲げる取引時間の区分に応じ、当該（a）又は（b）に定める値段（当該値段に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段を含む。）。この場合において、当該値段は、1円の1万分の1の整数倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。

（a） （略）

（b） 午後3時から午後5時30分まで

T o S T N e T 特例第9条第3項第3号fに規定する後場の売買高加重平均価格又は同号gに規定する当日の売買高加重平均価格を目標としてあらかじめ取引参加者が売買立会による売買において分割して売付けを行った銘柄の総売付代金を総売付高で除して得た値段又は分割して買付けを行った銘柄の総買付代金を総買付高で除して得た値段

d 同一の取引参加者が、顧客の委託に基づく売呼値及び買呼値を売買高加重平均価格を基準として対当させる取引の場合は、次の（a）から（c）までに掲げる取引時間の区分に応じ、当該（a）から（c）までに定める値段。この場合において、当該値段は、1円の1万分の1の整数倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。

（a）・（b） （略）

（c） 午後3時から5時30分まで

T o S T N e T 特例第9条第3項第3号fに規定する後場の売買高加重平均価格又は同号gに規定する当日の売買高加重平均価格

(2) (略)

2～4 (略)

(2) (略)

2～4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年11月5日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年11月5日から施行することが適当でないとき当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。